

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律145号		
手続名	医薬品又は新指定医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更承認			根拠条項	第14条第15項		
審査基準	医薬品及び新指定医薬部外品の製造販売承認に同じ						
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 90日
						標準経由期間 日	